

北海道告示第 10187 号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和7年 2月 7日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

| 補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添 付すべき関係書 類 | 実績報告書に添 付すべき関係書 類 | 交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先 | 補助金等の交 付に関する権 限の委任 | 摘 要 |
|--|---|--|--|---|--|---|--------------------------|-----|
| <p>運送事業者臨時支援事業 安定的な物流の維持・確保 に向けて、物価高騰などの影 響により、厳しい経営状況に 置かれているトラック運送事 業者に対し、事業継続に向け た臨時的な支援を行うことを 目的とする。</p> | <p>次に掲げる(1) から(3)までの要 件をすべて満たす ものとする。 (1) 次に掲げる ア、いずれかの 要件を満たすこ と。 ア 運送事業者 (別表1に掲げる もの。以下同 じ。)により構成 されているもの イ 非営利団体 (法人格を有し、 法令によりその構 成員又は設立者に 剰余金又は剰余財 産の分配を受ける 権利を与えること ができないと規定 されているもの) であって、運輸行 政の円滑な遂行に 協力することで公 共の福祉の向上に 寄与することが期 待されるもの</p> | <p>(1) 車両維持に対する支援金 ア 事業用自動車 貨物自動車運送事業法(平成 元年法律第83号。以下「法」と いう。)第2条第2項による一 般貨物自動車運送事業の実施に 必要な事業用自動車(ただし、 令和6年10月末日時点において 保有している車両であり、かつ、 現に運行の用に供している 車両とする。)の維持に要する 経費 イ 被けん引車 法第2条第2項による一般貨 物自動車運送事業の実施に必要 な被けん引車(ただし、令和6 年10月末日時点において保有し ている車両であり、かつ、現に 運行の用に供している車両とす る。)の維持に要する経費 ※ア・イともに霊きゅう運送及 び一般廃棄物運送の用途に限定 して使用する車両を除く。 ※ア・イともに支援金の支給対 象者は、道内に本社を有する者 に限る。</p> | <p>補助対象経費欄 の(1)に掲げる 経費 定額 補助対象経費欄 の(2)に掲げる 経費 10/10以 内</p> | <p>要綱別記第1号 様式 総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様 式</p> | <p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様 式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 令和7年 2月12日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課</p> | <p>—</p> | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p>(2) 道内に事務所等を有するもの</p> <p>(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当しないもの</p> | <p>※事業者毎の車両保有台数については、令和6年10月末日時点における北海道運輸局の届出台数とし、交付決定後、北海道より補助事業者へ提供する。</p> <p>(2) 支援金の交付事務等のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費。ただし、人件費は交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p> | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|--|--|